

議案第14号

城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

(2025年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成30年城陽市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(公表)</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号、代表者の氏名及び事務所の所在地）及び違反の事実を公表することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(公表)</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号、代表者の氏名及び事務所の所在地）及び違反の事実を公表することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成30年城陽市条例第31号）について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③

略